第6章 スポーツ立国の実現

総論

平成23年に制定されたスポーツ基本法においては、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされています。また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。スポーツ庁では、このような理念を実現するため、国際競技力の向上、スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、地域スポーツの振興、国際交流・協力、障害者スポーツの振興、学校体育の充実といった多様な施策等、関係省庁や企業と連携しながらスポーツ行政を総合的・一体的に推進しています。

第１節 スポーツ基本計画とスポーツ振興財源

1 スポーツ基本計画

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

令和４年３月に策定された「第３期スポーツ基本計画」では、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、第２期スポーツ基本計画における「する」、「みる」、「ささえる」という視点に、①スポーツを「つくる/はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、という「新たな３つの視点」を加え、それぞれの視点において具体的な施策を示しています。

スポーツ庁では第３期スポーツ基本計画に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

2 スポーツ振興財源

令和５年度のスポーツ庁のスポーツ関係予算として、約359億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

（1）スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、実施されています。

スポーツ振興投票の対象となる試合の指定、くじの販売、試合結果に基づく当せん金の確定及び払戻等の業務は、日本スポーツ振興センター（JSC）にて実施し、サッカーの複数の試合結果（勝敗・得点）を対象として、購入者が自分で予想を行う「toto」、コンピュータがランダムで試合結果を選択する「BIG」の大きく２種類の商品が販売されてきました。これに加え、令和４年９月からは、サッカー又はバスケットボールの単一試合や競技会を対象とする「WINNER」が販売されています。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、スポーツの振興を目的とする事業への助成に活用されており、令和５年度は、約174億円を地方公共団体やスポーツ団体へ配分しています（**図表2-6-1**）。

図表2-6-1　令和５年度スポーツ振興くじ助成金 配分額

助成区分	件数（件）	配分額
大規模スポーツ施設整備助成	9	３億4,463万円
地域スポーツ施設整備助成	267	66億8,063万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	157	２億6,181万円
地方公共団体スポーツ活動助成	484	17億6,738万円
将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成	93	21億6,023万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	776	37億7,870万円
国際競技大会開催助成	23	27億9,726万円
合　　計	1,809	177億9,063万円

※一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない。

（２）スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、国際競技力の向上及びスポーツの裾野拡大を図るための財源の確保を目的として、JSCに設立されています。

現在は、民間寄附金を原資とする基金の運用益に加え、国の交付金等を活用して助成事業が行われており、令和５年度は、スポーツ団体が行うトップアスリートの強化事業等に約18億円を配分しています（**図表2-6-2**）。

図表2-6-2　令和５年度スポーツ振興基金助成金 配分額

助成活動名	件数（件）	配分額
スポーツ団体選手強化活動助成	20	3,979万円
スポーツ団体大会開催助成	158	６億6,237万円
選手・指導者研さん活動助成（※）	－	11億円
アスリート助成（※）	－	
合　　計	178	18億216万円

※スポーツ振興くじの収益から充当。

第２節　スポーツを通じた健康増進

我が国の国民医療費が年間で40兆円を超える中、運動・スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命*1の延伸が注目されています。

スポーツを通じた健康増進を図るためには、国民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、国民の誰もが、スポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。

1　スポーツ参画人口の現状

第３期スポーツ基本計画では、成人の週１回以上のスポーツ実施率を70％程度とする目標を掲げており、また、１回30分以上の軽く汗をかく運動を週２回以上実施し、１年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指しています。令和５年度の調査では、20歳以上の週１日以上のスポーツ実施率は52.0％となっており、性別では、男性の実施率が54.7％、女性の実施率が49.4％と、女性の方が男性よりも5.3％低くなっています（**図表2-6-3**）。さらにこの１年間でスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」のいずれかに参画した者の割合は87.8％（男性89.9％、女性85.7％）でした（**図表2-6-4**）。また、１日30分以上の軽く汗をかく運動を週２日以上実施し、１年以上継続している運動習慣者の割合は、20歳以上で27.3％となっています。

＊1　健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

図表2-6-3 20歳以上のスポーツ実施率の推移

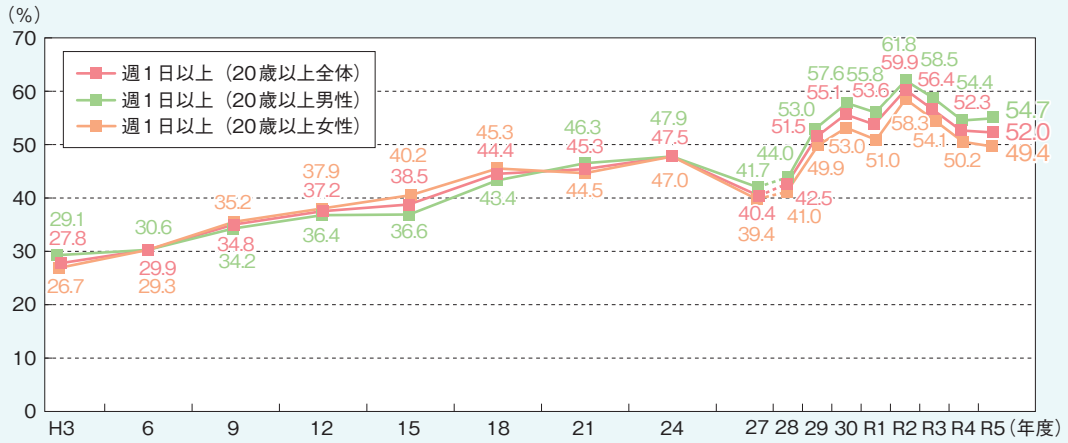

※なお、第3期スポーツ基本計画（R4年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。

図表2-6-4 「する・みる・ささえる」の割合

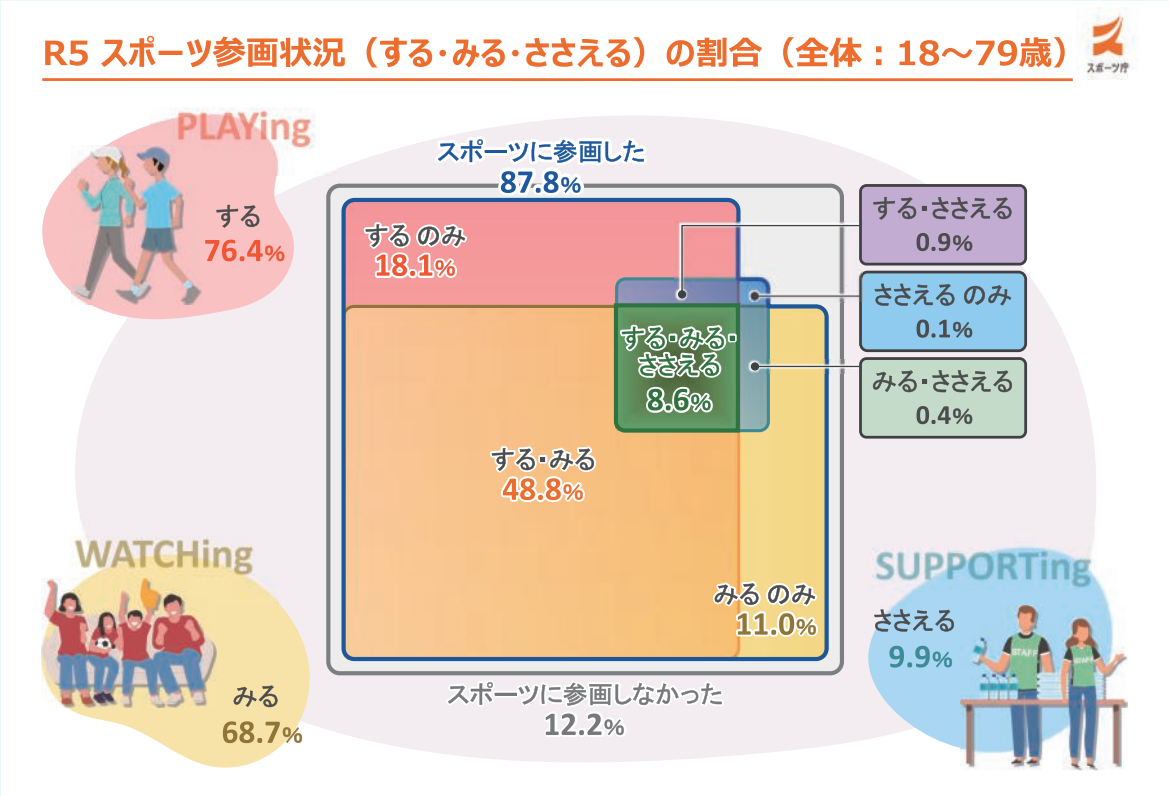

※「する」の割合は、「この1年間に運動やスポーツを実施した日数」で1日以上と回答した者の割合
※「みる」の割合は、"直接現地" または "テレビやインターネット" のいずれかで観戦と回答した者の割合
※「ささえる」の割合は、「運動・スポーツをささえる活動」で「行っていない」と「わからない」を除いた割合

2 スポーツ実施率向上のための施策

（1）ライフステージ等に応じた施策

こうした現状を踏まえながら、スポーツの実施に関し、広く一般に向けた普及・啓発や環境整備を行うことにより、スポーツ実施率の向上を目指しています。

生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life（スポーツ・イン・ライフ）」（生活の中にスポーツを）という姿を目指し、趣旨に賛同いただいた団体・企業等で構成するSport in Lifeコンソーシアムを運営し（令和5年度末の加盟団体数約3,400団体）、情報や資源のプラットフォームとすることを通じ、一体感をもった国民の

スポーツ実施促進に係る取組を推進しています。具体的な取組としては、スポーツ人口拡大に資する優れた取組を表彰する「Sport in Lifeアワード」、従業員のスポーツ実施に向けた積極的な取組を行う企業を認定する「スポーツエールカンパニー」制度を実施するとともに（５年度認定企業数1,252社）、科学的知見の普及や活用によるスポーツを通じた国民の健康増進を図る「スポーツ実施率の向上に向けた総合研究」等に取り組んでいます。また、「運動・スポーツ習慣化促進事業」では、多くの住民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣化につながるよう、地方公共団体の取組や体制整備を支援しています。

そのほか、毎年10月を「体力つくり強調月間」として、広く国民に健康・体力つくりの重要性を呼び掛けています。

（２）スポーツを実施するための環境整備

総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）は、地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブです。

生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進等の地域社会の再生に関する多様な効果も期待されています。

「令和５年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、全国の総合型クラブの育成数（創設準備中を含む）は、同年度現在で3,551クラブ、クラブ育成率（全市区町村数に対する総合型クラブが育成されている市区町村数の割合）は80.2％となっています（**図表2-6-5**）。

図表2-6-5　総合型地域スポーツクラブの設置状況

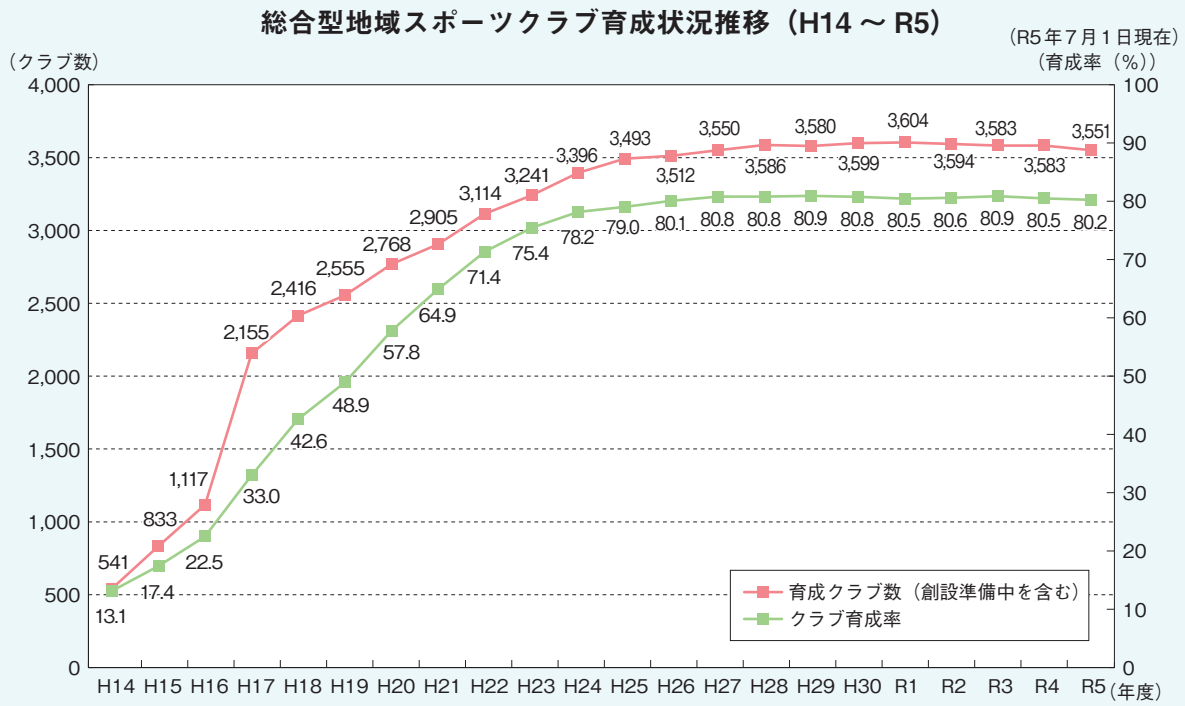

公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）との連携の中、令和４年度から運用を開始した「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」を通じて総合型クラブの質的な充実を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を推進しています。

第３節　幼児期から大学生までのスポーツ活動の推進

1 子供の体力の現状と課題

「令和５年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、元年度から続く子供の体力の低下傾向に改善の兆しが見られました。幼児期から中学生までの運動習慣は、生涯にわたる体力・運動能力等の基盤となる極めて重要な要素であることから、生活の中に運動（習慣）を取り入れ定着させるための取組を進めていくことが必要です。そのため、スポーツ庁としては、学校・家庭・地域における運動機会を確保し、子供の運動習慣の形成や体力向上につなげられるよう、①幼児期からの運動習慣形成の取組の強化、②子供のニーズに応じた多様なスポーツ環境の整備、③体育の授業における子供の運動意欲の向上、④授業以外の場における運動時間の増加、家庭で運動を実践するキッカケの提供等の取組を進めています。

2 幼児期からの運動習慣の形成

幼児期からの運動習慣づくりは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものです。

そのため、スポーツ庁では、家庭や学校をはじめ、地域において、幼児期等の子供を対象に、その発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組むことにより、子供の体力向上を目指し、さらに、生涯にわたって運動やスポーツを継続する人が増えるよう取り組んでいます。

3 学校における体育の充実

（１）学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

学習指導要領では、小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統化や明確化を図りつつ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育むこととしています（図表2-6-6）。体育・保健体育については、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指しています。また、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」といったスポーツとの多様な関わり方、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けるよう、学習過程の工夫を求めています。

図表2-6-6　体育・保健体育　指導内容の体系化

体育科・保健体育科の学習指導要領

◆体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって**心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成**
◆小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、**4年ごとのまとまりで指導内容を体系化**
◆小学校から高等学校まで、**体育科・保健体育科の授業を１週間で３時間程度実施**

	各種の運動の基礎を培う時期				多くの領域の学習を経験する時期		卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わることができるようにする時期				
	小学校						中学校			高等学校	
	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	１年生	２年生	３年生	入学年次	次の年次	それ以降
運動領域等	体つくりの運動遊び		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動
	器械・器具を使っての運動遊び		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動
	走・跳の運動遊び		走・跳の運動		陸上運動		陸上競技		陸上競技		陸上競技
	水遊び		水泳運動		水泳運動		水泳		水泳		水泳
	表現リズム遊び		表現運動		表現運動		ダンス		ダンス		ダンス
	ゲーム		ゲーム		ボール運動		球技		球技		球技
							武道		武道		武道
							体育理論			体育理論	
保健領域等			保健				保健			保健	
年間授業時数等	102時間	105時間	105時間	105時間	90時間	90時間	105時間	105時間	105時間	体育３年間で７～８単位 保健1単位	保健1単位

必修　選択

スポーツ庁では、体育・保健体育の授業の充実を図るために、体育の授業にアスリートを派遣する取組や中学校における多様な武道等の指導の実践研究、障害の有無にかかわらず児童生徒が共に学ぶための指導方法等の実践研究等の取組を実施しています。

（2）体育活動の安全かつ円滑な実施のための取組

学校における体育活動については、事故防止対策に万全を期する必要があり、スポーツ庁では、体育活動中の事故防止に向けて、事務連絡等を通じて、授業等で使用する用具の安全確保や体罰やハラスメントの根絶、熱中症事故の防止等について取組の徹底を求めています。また、事故防止のための科学的な知見、全国の事故の発生状況や事例等に係る情報を共有するため、全国各地でセミナーを実施しています。

4 運動部活動改革

これまで運動部活動は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保する役割を担ってきたのみならず、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じた責任感・連帯感の涵養等の役割も担っていました。

しかし、少子化の進展により、従前と同様の学校単位での部活動運営は困難となり、また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難となっています（図表2-6-7）。

図表2-6-7　部活動改革の背景データ

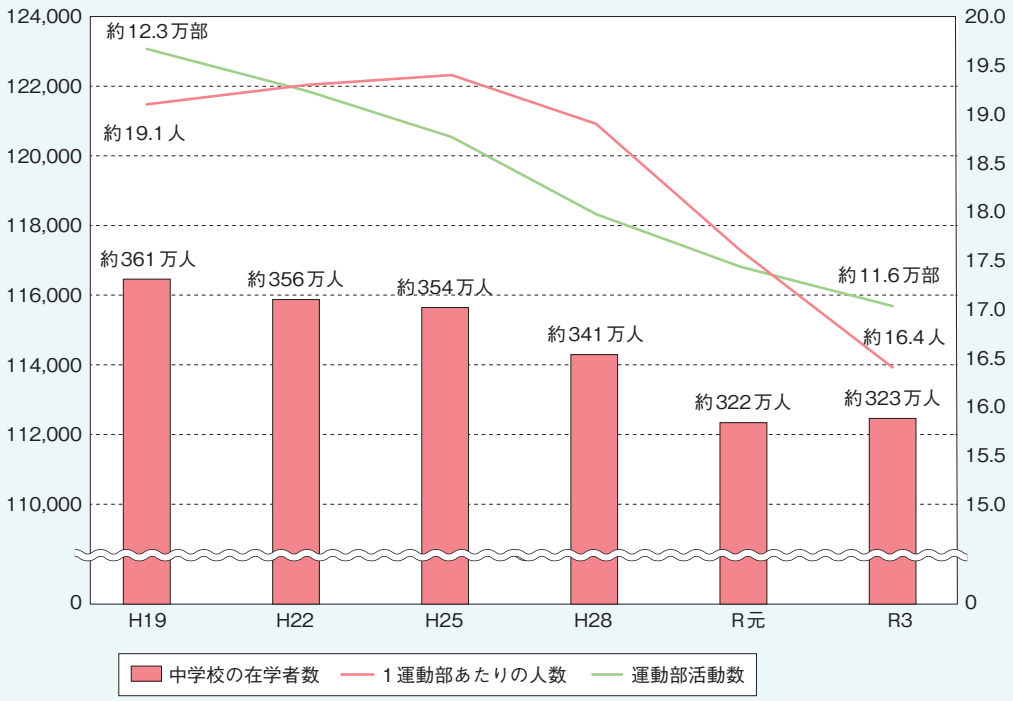

（出典）中学校在学者数：「学校基本調査」/1運動部あたりの人数・運動部活動数：日本中学校体育連盟による調査

少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保し、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ資源を最大限活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現するため、学校における部活動改革は必要不可欠です。スポーツ庁としては学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を令和４年12月に策定・公表しました。本ガイドラインでは、５年度から７年度までを「改革推進期間」として位置づけ、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています（図表2-6-8）。

図表2-6-8　学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

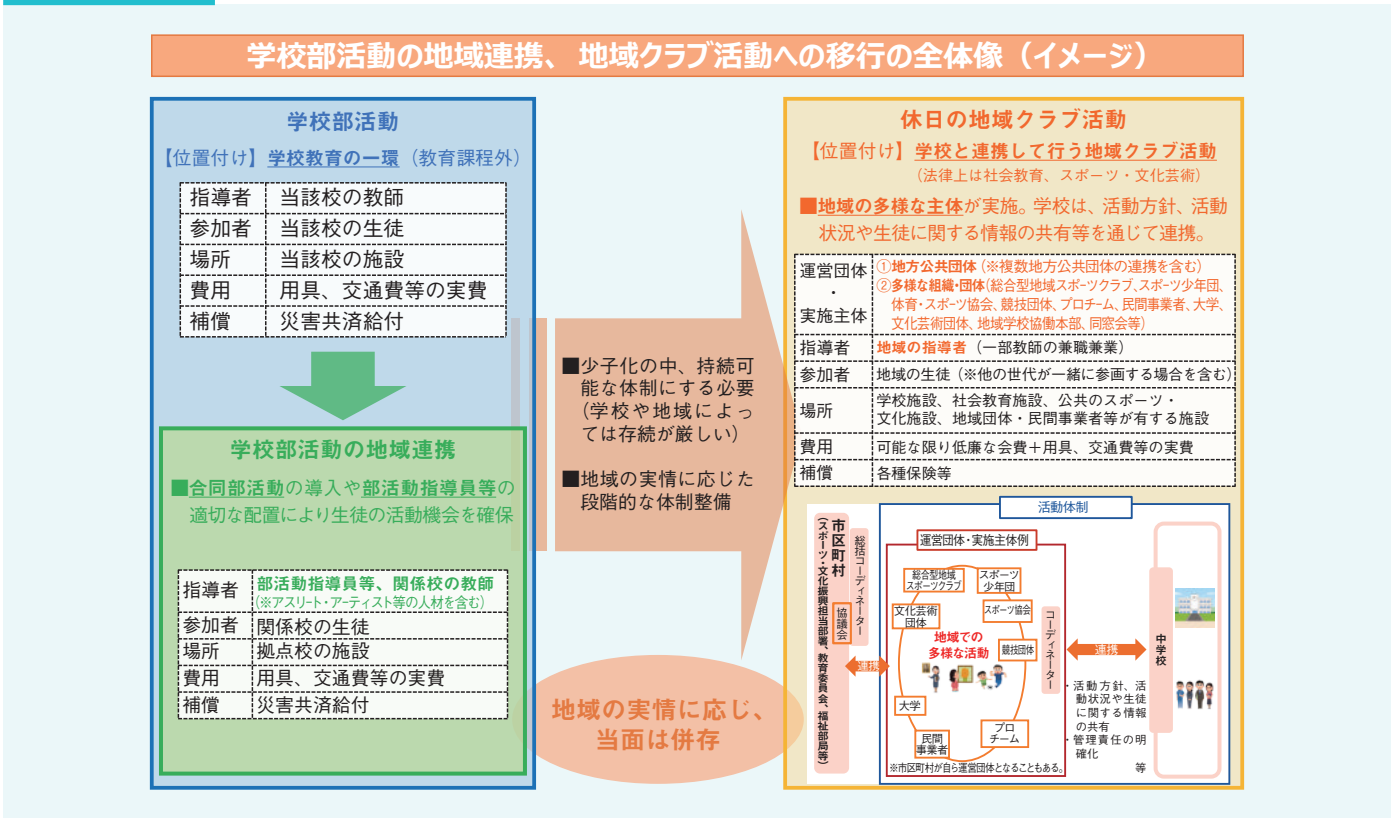

改革推進期間の初年度である令和５年度には、地域移行に向けた実証事業を全国339自治体で実施するとともに、部活動指導員の配置等に必要な経費の措置等を行いました。また事例集等を通じた先進事例の更なる周知や、ポータルサイトの運営・充実、好事例の紹介動画等の広報活動の強化など、必要な施策を総合的・一体的に講じていきます。

5 大学スポーツの振興

大学スポーツ活動の振興を図るため、「みる」スポーツとしての潜在的価値を十分に生かす新たなムーブメントを創出するための大会の企画運営を行うモデル事業や、大学が有するスポーツ資源を有機的複合的に活用し、各地域の現況に即した課題を解決するためのモデル事業を実施しています。また、大学スポーツにおける不祥事防止のため、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）と連携し、大学生や指導者・コーチを対象としたコンプライアンス研修や、適切な大学執行部のガバナンスの在り方についての啓発資料及び不祥事が起こった際の対応に係る手引書の普及等に取り組んでいます。

第４節　スポーツにおける多様な人材の育成と女性の活躍促進

1 多様な人材の育成

（1）スポーツ指導者の資質・能力の向上

スポーツの場において、適切な資格や知見を有した指導者の養成・確保が課題になっているため、スポーツ庁では、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が実施する公認スポーツ指導者制度及び公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）が実施する公認障がい者スポーツ指導者制度等の理念の理解増進支援を通じて、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応し、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力等を行わない資質・能力の高い指導者養成を推進しています。

（2）アスリートのキャリア形成支援

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力や価値を社会に還元することは大変重要である一方、現役時のアスリートへのキャリア形成支援の不足等の課題が指摘されています。このため、スポーツ庁は、スポーツ関係団体・大学・企業等の関係者が連携して取り組むスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営を通じ

て、キャリア形成のための研修支援や人材育成、情報提供等、積極的な支援体制を構築しています。また、アスリートのキャリア形成上の課題やスポーツ指導者等の人材育成に関する調査研究を実施しています。

2 女性の活躍推進

女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層での低いスポーツ実施率、スポーツ指導者やスポーツ団体の女性役員の割合の低さ、競技スポーツにおける女性の健康課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

第３期スポーツ基本計画においては、スポーツを通じた女性の活躍促進の取組として、施策目標に「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及・啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させること」等を掲げています。

女性のスポーツ実施率の向上については、運動不足による女性特有の健康リスクの情報や手軽にできるスポーツプログラム、「オリジナルダンス」や「ながら運動」の動画等をスポーツ庁ウェブサイトに掲載し、スポーツの楽しさを発信しています。

スポーツ団体の女性役員比率の向上については、「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」を踏まえた女性理事割合の引上げを各スポーツ団体に促すとともに、女性役員候補とスポーツ団体とのマッチング支援等を実施しています。国際競技力向上として、健康課題等を解決するための実践プログラムや、医・科学サポート等を活用した支援のほか、女性エリートコーチの育成プログラムも実施しています。

第５節 障害者スポーツの振興

1 障害者スポーツの環境の整備

障害者のスポーツの状況について、令和５年度の調査では、障害のある人（20歳以上）の週１回以上のスポーツ実施率は32.5％にとどまっており、引き続き障害者スポーツの一層の普及・促進や環境の整備に取り組む必要があります。

令和５年度は、スポーツ審議会健康スポーツ部会の下に障害者スポーツ振興ワーキンググループが設置され、持続的な障害者スポーツの振興に向け、「障害者スポーツセンター」を単なる施設ではなく、地域全体で障害者スポーツ振興を行う、幅広い機能と高い専門性を持つ人材等から構成される、包括的な地域拠点として位置づけるとともに、持つべき機能として、「指導・相談」に加え、「ネットワーク」、「情報拠点」、「人材育成」等を明示した中間まとめが５年６月に取りまとめられました。

また、令和５年度は、公園や商業施設等のオープンスペースを活用し、障害のある人とない人がともにウォーキングフットボールやシットスキーを体験する取組や障害のある人のスポーツアクセスへの障壁解消に向けて、競技団体と民間企業の連携により、デジタル技術を活用して身近な場所でカヌー等のスポーツを体験できる環境整備を行っています。

加えて、生涯にわたってスポーツ活動を定着させるためには、学齢期からスポーツに親しむことが重要であると捉え、競技団体と民間企業が連携し、障害のある小学生とない小学生でチームを編成して出場するボッチャ大会の開催や特別支援学校等の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、総合型地域スポーツクラブや社会福祉施設等多様な地域資源と連携した運動部活動の地域連携・地域移行の受け皿整備に取り組んでいます。

2 全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に当該開催都道府県で行われており、令和５年度は鹿児島県において開催されました。６年度は、佐賀県で開催される予定です。

3 主な国際障害者スポーツ大会

（１）パラリンピック競技大会

パラリンピック競技大会は、オリンピック競技大会の直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は2021（令和３）年８、９月に、東京2020大会（第16回大会）が開催され、日本からは254名の選手が参加しました。

冬季大会は、2022（令和４）年３月に、中国の北京において第13回大会が開催され、日本からは29名の選手が参加しました。日本選手団はこの大会で、金メダルを４個獲得し、海外で行われたパラリンピックでは最多の獲得数となりました。

（2）デフリンピック競技大会

デフリンピック競技大会は、４年に一度行われる聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。コミュニケーションは国際手話により行われ、競技運営上の視覚的な工夫以外はオリンピックと同じルールで実施されます。夏季大会は2022（令和４）年５月に、ブラジルのカシアスドスルにおいて第24回大会が開催されました。95名の日本代表選手が大会に派遣され、過去最多となる30個（金12個、銀８個、銅10個）のメダルを獲得しています。冬季大会は2024（令和６）年に、トルコのエルズルムにおいて第20回大会が開催されました。39名の日本代表選手が大会に派遣され、７個（銀４個、銅３個）のメダルを獲得しています。

2025（令和７）年には、東京で日本初となる夏季大会が開催されます。70から80の国と地域より約3,000人のデフアスリートが参加し、21競技が実施される予定です。大会ビジョンとして、①デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ、②世界に、そして未来につながる大会へ、③“誰もが個性を活かし力を発揮できる”共生社会の実現を掲げています。また、2023（令和５）年９月には、筑波技術大学の学生が人々のつながりを意味する「輪」をテーマに制作したエンブレムが、大会エンブレムとして決定されました（**図表2-6-9**）。

図表2-6-9 東京2025デフリンピック大会エンブレム

（3）スペシャルオリンピックス世界大会

スペシャルオリンピックス世界大会は、４年に一度行われる知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。2023（令和５）年はドイツのベルリンで夏季大会が開催され、2025（令和７）年３月はイタリアのトリノで冬季大会が開催される予定です。

第６節　スポーツの成長産業化

スポーツの持続的な発展のためには、官民連携による取組の促進によりスポーツへの民間投資を呼び込むとともに、プロスポーツ等と地域スポーツの一層の連携により、人材や資金が循環する仕組みを創出することも重要です。スポーツの成長産業化に向けて、地域活性化の核となるスタジアム・アリーナ改革や、スポーツイベントにおいて高付加価値な体験を提供するスポーツホスピタリティの普及・発展、スポーツDXの推進、他産業との融合を促進するオープンイノベーション等の取組を進めています。

1 スタジアム・アリーナ改革の推進

スタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設です。その潜在力を最大限発揮させるため、これまでスポーツ庁では、国内外の先進事例等をまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第２版）」の公表や、相談窓口の設置、専門家派遣等を通じた整備構想・計画の策定支援等に取り組んできました。令和２年度からはモデル施設の選定を開始し、これまでに合計17拠点を選定しています。５年度は、国内のスタジアム・アリーナが周辺地域に及ぼす社会的価値の可視化等に向けた調査事業を行い、その結果も踏まえ、今後のスタジアム・アリーナの在り方の方向性を検討していくとともに、必要な情報提供や各地域で進む先進的な取組を行っていきます。

2 スポーツホスピタリティの推進

スポーツ庁では、新たな観戦スタイル、特別な体験、充実した飲食等のサービス等の提供を行い、スポーツ観戦を高付加価値化するスポーツホスピタリティを我が国に拡大させる取組を行っています。令和５年度は、市場拡大効果等の調査を行いました。

3 スポーツの場におけるDXの推進

テクノロジーの活用は、時間や場所等の制限を超えたスポーツの新しい楽しみ方の創出やサービスの多様化、新しい収益源としてスポーツの成長産業化へ寄与することが期待されており、コロナ禍を機にこうした動きが急速に進みつつあります。このため、スポーツ庁では、令和５年度の取組として、国内外におけるテクノロジー活用事例の調査やスポーツ団体と民間事業者が連携し、スポーツ団体の新たな収益源獲得のために、ライブオークションの実証事業等を行いました。

4 スポーツオープンイノベーションの推進

スポーツ界が有するデータや権利等の多様なリソースと他の産業や学術機関等が有する技術・ノウハウ等の融合により、新たな財・サービスの創出を促進するスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の構築を推進しています。

第７節 スポーツを通じた地域活性化

1 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域のスポーツ施設は重要な役割を果たしています。スポーツ庁では、施設の老朽化や財政の制約等に伴う地域住民のニーズに対応していくため、引き続き学校施設環境改善交付金等による社会体育施設・学校体育施設に対するハード面の支援を行いました。そのほか、スポーツ施設のストック適正化に係る伴走型支援や相談窓口の設置に加え、学校体育施設の有効活用、公園、歩行空間、広場等といったオープンスペースの活用など、ソフト面の対応も進めました。

また、まち全体でスポーツに親しめるような場のあり方を探るため、「スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティション」を初開催し、学生からのアイデアやデザインを募集・表彰しました。

スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティションの様子

2 国立スポーツ施設

2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開閉会式及び陸上競技の会場としても利用された国立競技場は、国際的・全国的なスポーツ大会などが開催されるスポーツ振興の中核的な拠点として活用されています。令和５年度は、Ｊリーグや大学ラグビーなどのほか、2024年パリオリンピック大会のマラソン日本代表選手選考会「マラソングランドチャンピオンシップ」が開催されました。現在、国立競技場の運営管理は日本スポーツ振興センター（JSC）が行っていますが、民間事業者のノウハウと創意工夫を活用して、効率的な運営や利用促進による収益拡大などを図るため、民間事業化に向けた手続きを進めています。

また、国立競技場に近接する秩父宮ラグビー場は、昭和22年に建設され、ラグビーの国際試合、日本選手権、リーグワン、大学選手権などが開催されるラグビーの聖地であり、現在、JSCが運営管理を行っています。しかし、老朽化が著しく、耐震補強への対応が大きな課題であるとともに、ユニバーサルデザインの導入や多様化するニーズへの対応が求められていました。こうした中、東京都が策定した「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等に基づき、JSCは秩父宮ラグビー場を移転して整備することとし、その計画を進めています。

3 スポーツツーリズム振興に向けた取組

（1）担い手の育成

スポーツ庁では、地方公共団体、スポーツ団体、企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、スポーツによるまちづくりを推進する組織である「地域スポーツコミッション」の設立及び事業の多角化に対し支援を行っています。地域スポーツコミッションは、各地でスポーツツーリズムの推進、大会や合宿・キャンプの誘致、地域住民向けの健康増進等を担っており、令和５年度に16件の取組を支援しました。同年10月現在で204箇所の設置が確認されており、今後、基盤人材の育成・確保の後押しも進めます。

（2）コンテンツの造成支援

スポーツ庁は、地域資源や日本の強みを生かしやすい武道やアウトドアスポーツを重点テーマとして、コンテンツ創出を支援しています。令和５年度は、テーマ別に６件のコンテンツ造成を支援するとともに、コンテンツと連携したデジタルプロモーション等を実施しました。また、文化庁及び観光庁と連携し、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施し、７団体の取組を表彰しました。

（3）スポーツ・健康まちづくりの全国展開

スポーツによるまちづくりに積極的に取り組もうとする自治体を後押しするため「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰（スポまち！長官表彰）」を開催しました。令和５年度は26自治体を表彰し、室伏長官より、首長に対し表彰状を授与しました。「スポーツ・健康まちづくり」に取り組む自治体は増加しており、地域への注目度が高まっています。

第８節　スポーツを通じた国際交流・協力

1 国際交流・協力に向けた取組

スポーツ庁では、官民連携のスポーツ国際協力プログラム「Sport for Tomorrow」をはじめ、二国間や多国間でのスポーツにおける連携を強化するための政策対話や草の根活動等、様々な施策を通じて、スポーツを通じた国際交流・協力に取り組んでいます。

また、国際スポーツ界における我が国の影響力の向上とスポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため「スポーツ国際展開基盤形成事業」を実施しています。

本事業は、我が国の情報収集・発信能力を高めるとともに、スポーツ国際政策の展開を促進するための基盤形成を目的としており、国際競技連盟（IF）等の日本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外のネットワークの強化等の支援を行っています。

さらに、スポーツ産業分野では、国際展開に関心を持つ企業・団体に向け情報発信やネットワーク構築を目的としたプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を立ち上げ、運用しています。

我が国のスポーツを通じた国際交流や協力の促進のため、更なる取組を進めていきます。

2 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与することから、スポーツ庁では、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。2025（令和７）年には、東京2025世界陸上競技選手権大会、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025、2026（令和８）年には、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）、愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会、2027年（令和９）年には、ワールドマスターズゲームズ2027関西大会の開催が予定されています。

第９節　国際競技力の向上

1 強力で持続可能な人材育成や環境整備

我が国のアスリートが国際大会で躍動する姿は、国民に勇気や感動を届け、スポーツへの関心を高めるとともに、社会に活力を生み出し、経済の発展にも広く寄与するものであり、国際競技力の向上に資する施策を、継続して効果的・効率的に進めていくことが重要です。

スポーツ庁では、第３期スポーツ基本計画及び「持続可能な国際競技力向上プラン」*2（令和３年12月27日）を踏まえ、関係機関と連携しつつ、我が国の国際競技力向上に向けた支援や環境整備に取り組んでいます。

（1）中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

オリンピック競技・パラリンピック競技について、中央競技団体（NF）による選手強化活動（強化合宿、コーチ等設置など）に対する国の助成金の額を拡充し、支援の充実を図るとともに、日本スポーツ振興センター（JSC）、日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）からなる協働チームによる協働コンサルテーションを実施し、NFが策定する強化戦略プランの実効化に向けた多面的な支援を行っています。各NFの強化戦略プランは、協働チーム並びに外部有識者によって評価され、国は、その評価結果について、各種事業の資金配分に活用しています。

（2）アスリート育成パスウェイの確立

①次世代アスリートの発掘・育成・強化

アスリートの発掘・育成・強化の取組は、NF、地方公共団体、その他関係機関等、様々なところで行われています。より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、NFや地方公共団体等の取組の有機的な連携が図られるよう、NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援しています。

②国民体育大会*3の開催

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力の向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年都道府県対抗方式によって開催される国内最大の総合スポーツ大会です。文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）、開催地の都道府県が共同で国民体育大会を主催しています。令和５年は、特別冬季大会（青森県、岩手県）と特別本大会（鹿児島県）を合わせて40競技が実施され、約２万５千名の都道府県代表選手・監督が天皇杯（男女総合成績第１位）・皇后杯（女子総合成績第１位）を目指して競い合いました（図表2-6-10）。

図表2-6-10　国民体育大会（令和５年）競技種目及び選手・監督数

季別（開催県）	正式競技	公開競技
冬季大会（青森県、岩手県）	３競技　スケート、アイスホッケー、スキー　2,735名	なし
本大会（鹿児島県）	37競技　陸上競技、水泳等　22,176名	５競技　綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ　1,376名
計	40競技　24,911名	５競技　1,376名

（3）スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

我が国のスポーツ医・科学支援、研究及びトップアスリートのトレーニング中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）では、平成31年に、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な競技力強化拠点として、NTC屋内トレーニングセンター・イーストを整備したほか、HPSCでのトレーニングが困難な競技については、既存のスポーツ施設をNTC競技別強化拠点に指定し環境整備を図るなど、スポーツ医・科学、情報等によるアスリート支援の充実に取り組み、国際競技力の向上を図っています。

＊２　参照：スポーツ庁ウェブサイト「持続可能な国際競技力向上プラン」https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop07/list/1377917.htm
＊３　令和６年の第78回大会から「国民スポーツ大会」に名称が変更される。

（4）地域における競技力向上を支える体制の構築

「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議提言」*4（令和４年11月29日）を踏まえ、５年度から、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、モデル事業によりスポーツ医・科学支援を受けられる環境の整備を進めています。

第10節 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値向上

1 スポーツ・インテグリティの確保

（1）スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの徹底

「見る人々を感動させ、国民に勇気や感動を届ける」というスポーツ本来の価値を実現していくためには、その前提として、スポーツの普及・振興等の重要な担い手であるスポーツ団体が適切に運営されていることが重要です。しかしながら、これまでに様々な競技において、スポーツ団体の組織運営上の問題や指導者による暴力行為等に起因した問題事案が発生しています。スポーツ庁では、令和元年に、スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す「スポーツ団体ガバナンスコード」（以下「コード」という。）を策定し、統括スポーツ団体による中央競技団体（NF）へのコードに基づく適合性審査を実施する等、関係機関と連携し、スポーツ・インテグリティの確保に取り組んできました。

令和５年度には、コードに基づく全NFへの適合性審査が一巡したことから、スポーツ庁では、これまでの取組の成果・課題の検証や、今後の在り方の検討を踏まえコードの改定を行いました。引き続き、統括団体等と共にスポーツ団体への周知を行い、適正なガバナンスの確保に向けた取組を進めていきます。

（2）国際競技大会のガバナンスの確保

今後の大規模国際競技大会等の運営の透明化、公正化を図るため、令和５年３月に「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」を策定し、関係者に周知を行っています。今後は、本指針に関する教材や大会開催に関する事例集の作成・活用等を進め、本指針の更なる実効性確保と大規模国際競技大会の運営において中心的な役割を担える人材の育成・確保に向け取り組んでいきます。

（3）スポーツを行う者の権利・権益の保護

スポーツ・インテグリティの確保のためには、スポーツを行う者の権利・利益の保護も重要です。

スポーツ団体の決定は全ての競技者の活動に関わることから、広く公共性が求められ、その決定の際には全ての競技者にとって適正かつ公平な措置が必要です。競技団体の代表選手選考や競技資格停止処分などをめぐる紛争解決の手段として、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁・調停があり、スポーツ団体のスポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況は85％（令和５年）と近年着実に増加しています。スポーツ紛争の迅速かつ適正な解決に向けた更なる体制整備のため、スポーツ庁では、スポーツ仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人・調停人等のスポーツ仲裁に関わる専門的人材の育成に取り組んでいます。

2 ドーピング防止体制の推進

ドーピングとは、競技者の競技能力を向上させるため、禁止されている薬物や方法を使用することなどを意味し、各国においては厳格な防止活動に取り組むことが求められています。

我が国は、2006（平成18）年に国際連合教育科学文化機関「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結し、世界ドーピング防止機構（WADA）理事国・執行委員国として、国際的なドーピング防止活動に率先して取り組んでおり、国際的に見ても我が国のドーピング防止規則違反確定率は低い状態を維持しています。

スポーツ庁では、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）との連携を図りつつ、アスリート等に対するドーピングの未然防止を目的とした教育・啓発活動、ドーピング検査技術の研究開発などに積極的に取り組むとともに、若い世代を対象としたドーピング防止教育を推進しています。今後も、関係団体と連携し、スポーツの価値を守るため、クリーンでフェアなスポーツの実現に努めていきます。

＊4　参照：スポーツ庁ウェブサイト「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/jsa_00099.html